

筑西広域市町村圏事務組合職員の懲戒処分等の基準

平成 28 年 4 月 26 日
訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、職員（筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例（昭和 46 年条例第 21 号）第 1 条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）に係る懲戒処分（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項に規定する懲戒処分をいう。以下同じ。）等について必要な事項を定めるものとする。

(懲戒処分等の基準)

第 2 条 職員の懲戒処分等の基準については、筑西市職員の懲戒処分等の基準（平成 28 年筑西市訓令第 3 号）の例による。

附 則

この訓令は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。